

## 佐賀市初回産科受診料支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠判定のための医療機関における検査（以下「妊娠検査」という。）の初回受診に要する費用の一部を助成することにより、妊娠に係る経済的負担を軽減し、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげ、母体と胎児の健康の保持及び増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 妊娠検査に係る費用の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、一般妊娠検査薬で陽性反応が出た場合等、妊娠の兆候があることが判断できた場合であって、妊娠検査を受診する日において市内に住所を有する者、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 世帯の構成員（対象者及び対象者と扶養義務関係にある者に限る。次号において同じ。）の当該年度に納付すべき市町村民税（当該年度の市町村民税が確定しない場合は、前年度の市町村民税）が非課税となる世帯に属する者

(2) 世帯の構成員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（同法の規定に準じて行われる外国人に対する保護を含む。）を受けている世帯に属する者

(実施主体等)

第3条 実施主体は、佐賀市とする。

2 助成の対象である妊娠検査は、市長と妊娠検査の実施に関する委託契約を締結している佐賀市内の医療機関（以下「委託医療機関」という。）において実施するものとする。

3 対象者が委託医療機関で妊娠検査を受診することが困難であると市長が認める場合は、前項の規定にかかわらず、第4条に規定する妊娠検査を行うことができる医療機関についても、実施できるものとする。

(対象の検査項目)

第4条 妊娠検査の検査項目は、妊娠判定に要する診察、尿検査及び超音波検査とする。

(助成金額及び回数)

第5条 助成金の額は前条に規定する妊娠検査に要した額とし、1回の妊娠につき6,000円を限度額とする。

2 保険診療にかかる自己負担分は対象外とする。

3 同一対象者に対する助成は、1年間につき2回を限度とする。

(受診券の申請)

第6条 申請は、対象者又は対象者と扶養義務関係にある者（以下「申請者」という。）が行うことができる。

2 助成を受けようとする申請者は、初回産科受診料助成金交付申請書（様式第1号）

を市長に提出しなければならない。

- 3 申請者は、第2条各号のいずれかに該当することを証明する書面を提出しなければならない。ただし、対象者の属する世帯の課税状況等について市が調査を行うことに同意している場合であって、市が公簿等によってその証明すべき事実を確認することができるときは、これを省略させることができる。
- 4 申請者は、市及び医療機関等の関係機関が、必要に応じて支援に必要な情報を共有することに同意しなければならない。

(受診券の交付等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、初回産科受診料助成金決定通知書(様式第2号)及び初回産科受診券(様式第3号。以下「受診券」という。)を、不適当と認めたとときは、初回産科受診料助成金却下通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(受診)

第8条 前条の規定により受診券の交付を受けた対象者は、受診券を委託医療機関に提出し、妊娠検査を受けるものとする。

- 2 受診券の有効期限は、発行年月日から1か月とする。
- 3 対象者は、受診の際、妊娠判定に要した額が第5条第1項に規定する限度額を超える場合には、その差額分を支払わなければならない。

(費用の交付)

第9条 対象者が前条第1項の規定により妊娠検査を受診した場合は、委託医療機関は、受診券及び初回産科受診料支援業務実施報告書(様式第5号)を添付の上、初回産科受診料支援業務委託料請求書(様式第6号)により請求し、市長は委託医療機関に委託料を支払うものとする。

- 2 対象者が妊娠検査を、第3条第3項の規定により委託医療機関以外の医療機関等で受診した場合又は第7条の受診券の交付を受けずに受診した場合は、市長は申請者に対し、妊娠検査に要した費用を助成するものとする。

(償還払いによる助成)

第10条 前条第2項の規定による助成金の交付を受けようとする申請者は、初回産科受診料助成金交付申請書兼請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、妊娠検査を受診した日から起算して1年以内に行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたとときは、初回産科受診料助成金決定通知書(様式第2号の2)を、不適当と認めたとときは、初回産科受診料助成金却下通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により助成の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し、助成金を支払うものとする。

(助成金の返還等)

第11条 市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定を取り消し、既に助成金が支払われているときは、受診者に対し、既に交付された助成金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件を欠いたとき。

(2) 虚偽又は不正の手段により助成の決定を受けたとき。

(助成金交付台帳の整備)

第12条 市長は、助成金の交付状況を明確にするため初回産科受診料公費負担台帳(様式第9号)を整備するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。